鉄道関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目

第1目的

鉄道関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、以下の内容を基本として新規事業採択時の評価を実施する。新規事業採択時の評価は、 費用対効果分析を含め総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業は、鉄道関係の以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 独立行政法人等施行事業 (特殊法人又はこれに準ずる法人 (以下「独立行政法 人等」という。) が行う事業をいう。)
- (2) 補助事業等(国庫からの補助(間接補助を含む。以下同じ。)、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(1)に該当するものを除く。)

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

第4 評価の実施、結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続き

- (1) 評価の実施主体は、本省とする。
- (2) 評価の実施時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 独立行政法人等施行事業 独立行政法人等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに(間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。)、本省に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
 - ② 補助事業等 地方公共団体又は民間事業者等(国、独立行政法人等又は地方公共団体以外のものをいう。)は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 評価結果及び採択筒所等の公表

鉄道局は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。なお、整備新幹線整備事業

については、概算要求書の財務省提出時に公表することができない場合は、別途機会を設けて公表を行うものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 鉄道局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果 及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 独立行政法人等、地方公共団体又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の 日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

鉄道局は、事業種別ごとに費用対効果分析を含む評価手法を策定し、公共事業評価システム検討委員会に報告するものとする。

鉄道局は、事業種別ごとの評価手法の策定・改善に当たっては、学識経験者等から構成される委員会を設置し、意見を聞くものとする。

鉄道局は、策定した評価手法を公表するものとする。

2 評価手法の改善

鉄道局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

第6 施行

本実施細目は、平成23年4月1日から施行する。

本実施細目の施行に伴い、「鉄道局関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目(平成22年5月31日公共事業評価システム検討委員会鉄道部会決定)は、廃止する。